

健康保険証の本人確認書類としてのお取り扱いの終了について

いつも、東京都職員信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

一昨年「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(マイナンバー法等の一部改正法)が成立、昨年施行されました。

この改正法により、令和6年12月2日(月)よりマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み(マイナ保険証)が開始され、健康保険証の新規発行は廃止されました。

また、マイナンバーカードを保有しない等の状況にある方には新たに「資格確認書」が提供されることになりました。

この改正を受け、当組合では健康保険証につきまして、経過措置期間をもちまして本人確認書類としてのお取り扱いを終了いたしますので、お知らせいたします。

記

1 お取り扱い内容

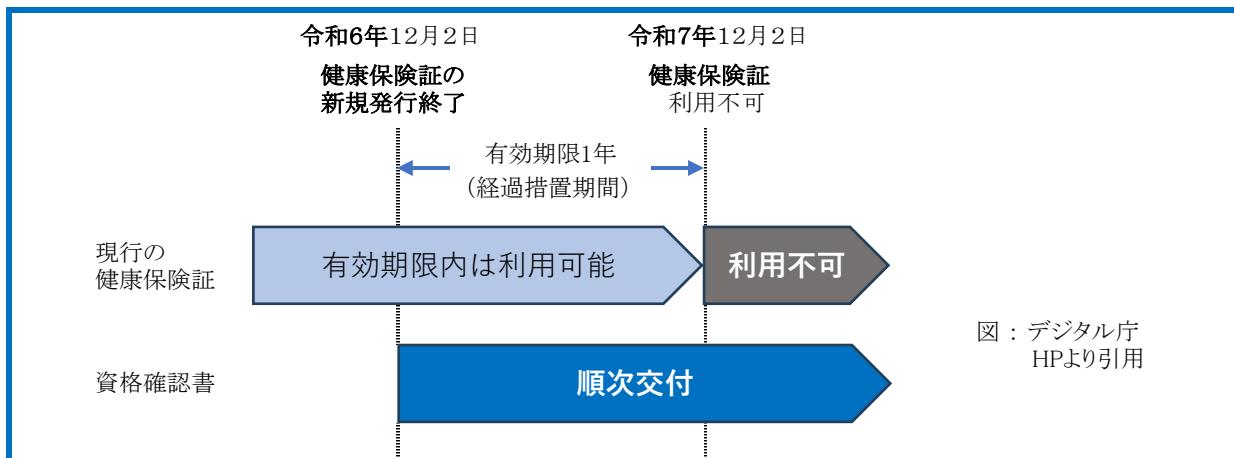
本人確認書類として**健康保険証のお取り扱いを終了**いたします。

〈注〉令和7年12月2日以降、健康保険証を本人確認書類として受入することができず、ご送付いただいた場合は、手続書類をご返送いたします。

そのため、各種手続きにおいて本人確認書類をご用意いただく際は、健康保険証以外をご利用いただきますようお願いいたします。

2 本人確認書類として健康保険証の受付を終了する日

令和7年12月1日(月)



3 その他

- (1) 令和7年12月1日までに健康保険証の有効期限が到来した場合や、転職・転居等で被保険者の異動が生じた場合は、本人確認書類としてお取り扱いできません。
- (2) 新たに発行される「資格確認書」は、顔写真のない本人確認書類としてお取り扱いいたします。

以上